

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年12月13日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年12月13日午後 0時34分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
福	祉	部	鈴	木	文
健	康	増	彦	坂	哲
ま	ち	づ	野	口	昇
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	井	橋	貞
会	計	管	石	塚	幸
総	務	課	松	崎	剛

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年12月13日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第3 議案第71号 市道路線の認定について
議案第72号 市道路線の変更について
議案第73号 指定管理者の指定について
議案第74号 指定管理者の指定について
-
- 日程第4 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）
議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第5 請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書
-
- 日程第6 請願第5号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書
-
- 日程第7 意見書案第7号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について
意見書案第8号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について
-
- 日程第8 意見書案第9号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書について
意見書案第10号 脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書について
-
- 日程第9 休会の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第3 議案第71号 市道路線の認定について
議案第72号 市道路線の変更について
議案第73号 指定管理者の指定について
議案第74号 指定管理者の指定について
-
- 日程第4 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）
議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第5 請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書
-
- 日程第6 請願第5号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書
-
- 日程第7 意見書案第7号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について
意見書案第8号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について
-
- 日程第8 意見書案第9号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書について
意見書案第10号 脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書について
-
- 日程第9 休会の件

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

- 日程第 1 議案第 66 号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 67 号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 68 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 69 号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、議案第 66 号から議案第 69 号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果をご報告申し上げます。議案第 66 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第 67 号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例について、1 名の委員から質疑がありました。部の編成で健康福祉部・こども部となるが、職員の人数配分は大体決まっているのか、との質疑に対し、「部を分けて課の構成をつくった時点である程度は決定している」との答弁がありました。討論はなく、議案第 67 号は全員賛成で可決されました。

次に、議案第 69 号、取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 68

号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。質疑・討論はなく、議案第 68 号は全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容等々と発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号から議案第 69 号までを採決いたします。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

議案第 66 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 66 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 67 号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 67 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 68 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 68 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 69 号、取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 69 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事整理のため休憩いたします。

午前 10 時 11 分休憩

午前 10 時 35 分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

日程第 2 に入る前に、本職から御報告いたします。議案第 70 号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議の提出者でありました、根岸裕美子さん、佐野太一君から、提出者の取消しの申出が提出——申出書が提出され、議長はこれを許可しました。また、加増充子さんから、この修正動議の提出者への追加の申出があり、議長はこれを許可いたしました。このため、サイドボックスに登載した本修正動議は差し替えいたします。

日程第 2 議案第 70 号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、議案第 70 号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました議案第 70 号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。1名の委員から質疑がありました。今回、貸付事業の拡充ということですが、給付型は検討されたのか、との質疑に対し、「給付型奨学金を実施した場合には、現在の奨学金の残高や奨学金の債権額などを考慮しても、市の一般財源から毎年多額の持ち出しが必要になってしまうことから、市単独で持続可能な給付型奨学金を実施するのは非常に難しいという判断をして貸付けのほうを選択した」との答弁がありました。

議案第 70 号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例については、討論はなく、

全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。本案については、まず12月11日、遠山智恵子さん外1人から、議案第70号に対する修正動議が提出されました。そして、12月12日、金澤克仁君外2人から、議案第70号に対する修正動議が提出されました。これらの動議は所定の賛成者がおりますので成立しています。これらを案件——本件と合わせて議題といたします。

修正動議の発議者の説明を求めます。

まず、遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。議案第70号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議を行います——の説明をさせていただきます。皆さんも御手元にあるかと思いますが、まず提案理由としましては、本条例の目的にあるとおり、高等教育の機会均等を図るため、奨学生の資格については、親権者等が市税その他の諸納税——納付金のうち規則で定めるものを滞納しているか否かを問わないよう、修正提案するものです。裏面に具体的に条例改正案——改定案を明記しております。憲法にあります教育の機会均等、これを通すべきということで提案をさせていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 最後に、金澤克仁君。

〔16番 金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君） 創和会の金澤でございます。議案第70号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議を提出いたします。発議者は、ほかに山野井議員、そして染谷議員の3人で発議させていただきます。提案理由は、奨学生の資格について、親権者等に滞納があった場合においても、滞納金の納付の意思が十分に認められる場合など情状を考慮すべきときには奨学生の資格を認めるよう、修正提案するものでございます。

修正内容については次のページに記載しておりますので、御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、発議者の説明が終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

山野井 隆君。

〔18番 山野井 隆君登壇〕

○18番（山野井 隆君） おはようございます。みらい・維新・国民の会、国民民主党の山野井 隆でございます。議案第70号の修正動議に関しまして、遠山議員に質疑をさせていただきたいんですけども、実際にこの議案第70号によって起きる不利益というの

は、どういうものを想定しておりますでしょうか。

[18 番 山野井 隆君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

遠山智恵子さん。

[23 番 遠山智恵子君登壇]

○23 番（遠山智恵子君） 遠山です。山野井議員、誰にとっての不利益なのか——取手市ですか。

○18 番（山野井 隆君） 反問ですか。

[笑う者あり]

○23 番（遠山智恵子君） というか反論も何も——ちょっと質疑の内容がちょっと……。

○18 番（山野井 隆君） 誰にとって不利益なのか——じゃあいいですか、でもそのとおりだと思うんですけど。

○23 番（遠山智恵子君） 不利益——奨学生にとっては不利益がないようにということで、あくまでも教育の機会均等、誰でも受けられるようにということで。そういうことでよろしいでしょうかね。

[23 番 遠山智恵子君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。金澤議員外、私と染谷議員で出させていただいている修正動議については、そのように不利益を受けないように丁寧に審査する旨の修正動議を出させていただいておりますことを、まずお話しさせていただきたいと思います。それから、憲法 30 条の納税の義務、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 国民の義務に、納税義務とあります。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 恐らくそれが今回の修正動議の中で、教育基本法第 4 条の前提にある「国民」という言葉の中には、恐らく税を滞納してる方も含まれるものと認識してるんですね、憲法の中身としては。ただ、今回の本事業のこの原資が、一財であったり、例えば寄附金であったり基金であったりという中で、納税——理由があつて市税等を滞納してる方も——例えば、経済的困窮の理由が自分のミスや自分の努力のしないことによって起きるものではなくて、いろんな状況がございますよね。例えば仕方なくいろんな災害に巻き込まれたり、事故に巻き込まれたり、いろんなケースで納税できない人も中にはいると思うんです。ただ、納税する余力・資力があるにもかかわらず不作為で納税しない人に対して、それを支給するような形で、果たして真面目に納税してる人の理解を得られるのかという問題があると思うんですが、その辺はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 本当に意図的にもう税金払わないぞという、そういう方が残念ながら、ほんの一桁、いるかもしれない。ただ多くの——私は多くの市民は——国民というよりも今は取手市政についてですからね。多くの市民は、大変な中でも苦勞して苦慮

しながら何とか支払っている——納税していると思っています。現に、納税課であったり国民年金課——国保年金課であったり、もう今、窓口で随分、市民の方が見えています。そういう様子を見ると、あっ相談に見えてるのかなと、私はちょっと受け止めているんですけど、私は市民の方、皆さんそうだと思います。で、親はそうして、納税者は苦勞している中で今回の提案——議案はあくまでも子どもです。教育、貸し付けるといふ、子ども。子どもに関しては、やっぱり機会均等を憲法どおり保障しようよということ、こういう提案をさせていただいております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 何か質問と答えが違ふような気がします。納税をする余力があつても、あえて納税をしない人も中にはいるというふう聞いてますし、そういう方もいるんで、ある一定の支給の要件には審査が必要なんじゃないかと思うんですよ。その審査を丁寧にやれば問題はないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） その辺はまた事務方である行政執行部のほうで、やはりそこは丁寧に対応していかなければならないと思います、ほかの納税者の手前もあるでしょうし。ただ、今回の本案については——議案に対しては、あくまでも教育に関する貸付けの条例——条例ですよ。条例ですから、やっぱそこは子どもの教育機会均等を保障しようという、もうそれ一点に尽きます。で、先ほど私答弁したように、残念ながら意図的に納税しない人も本当にごくごく少数いらっしゃるといふことも、よく職員の方からは聞くことがありました。でも私はこの場合、それは度外視してでも子どもたち——なんせ未来を担う子どもですから、保障したいと思います。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 遠山さん、全然、遠山さんの案を批判してるわけじゃなくて、私も実際これは、原案は簡単にいいよと言えないと思ってたんです。例えば行政訴訟が起きたときですよ、例えば——難しいですか。これ要するに借りられないと、借りられないということでこれは差別だといふので行政訴訟になったときに、受益者——これは受益できるかどうかというのがテーマになるんですね。条文を、この条例を無効とする、要するに受益できない。でも今回は修正動議もう1本出てますけれども、そういった要するに行政訴訟を起こすようなことがないように、不利益を受けないような提案も今後させていただいておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。これまで皆様に御迷惑をおかけしながら、一旦提出した修正動議を、自分としては発議者から外れるという経過をここまでたどってきたのですが、いまだに私としては、教育は全ての子どもに平等に提供されるべきであつて、親の納税状況により教育の機会が制限されることは教育の機会均等の理念に反すると考えています。奨学金は経済的な困難を抱える

学生に対して特に必要な支援であり、その支援が親の事情で制限されることは適切でないとは考えていますが、もう1本出ている修正動議についての意図を、具体的にお示しいただければと思います。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸さん、どちらの。

○8番（根岸裕美子君） 金澤さんのほうです。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

金澤克仁君。

〔16番 金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君） 金澤です。根岸議員の質疑に答弁をさせていただきます。意図ということですが、我々も十分、根岸議員が出していた——今まで出していた修正動議について、さんざん議論をさせていただきました。酌むべき気持ちは十分分かります。しかし、この貸付金の中の原資に税金が含まれていたり、寄附が含まれているということで、それについて貸し出すに当たって、やはり大多数の方々が本当に真面目にしっかりと納税している中で、その方々と全く同じような要件で本当に——悪意があるかどうか分かりませんが、全く納税していない人に対して同じような貸付けをすることが、果たして大多数の市民の理解が得られるのかというところと、また、今後この奨学金の原資となるのは、実際に借りてた方々からの返還——返済によって成り立っていくわけです。そんな中で、今後のこの貸付金の制度自体の運用が危ぶまれないようにするべき必要もあるのではないかとこのところから、このような修正動議の提出に至りました。以上です。

〔16番 金澤克仁君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。とても一生懸命考えてくださったということは私も受け止めておりますが、やはり、どうしても学生本人にその世帯の責任ということを負わせるということが、こどもまんなか社会の実現を目指すこどもまんなかサポーターである取手市の姿勢として、どうなのかというところはまだ疑問がございます。条例は、本市の理念や方針が表れてきます。今後もそういったところを注視しながら経過を見ていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 今回の条例改正によって、奨学金の制度の——に関しては拡充になります。給付型を受けている方も今回貸付けが受けられるようになるし、給付の額も充実しますし、そういった形で申請者数が今後見込まれるものと想定をされます。そんな中で、やはり安定的にこの奨学金制度を運用していく必要があると、当然我々も——全ての議員が思っておると思いますので、その辺はしっかりと注視していきたいと思っておりますし、今後、教育委員会の中でしっかりとした形で審査がされるものと思っておりますので、その審査においては、その子どもたちに不利益が生じないように、我々もしっかりとそこは見ていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。今後、ここで議決がなされて、ホームページ等で募集がかかると思います。その際に、子どもがその募集要項を見て——たときにどう受け取るかというところに、本当に気持ちを持っていていただいで、ゴール——目指すゴールは同じだと理解しています。程度の違いであって、その表現の違い——違いだと思っていますので、そこはまた今後協議してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。
染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） それでは、遠山議員にお伺ひいたします。私たちが今回、本当先ほど金澤議員が言われたように、根岸さんから投げかけがあって、これに関してはいろいろ調べて教育委員会からもヒアリングいたしました。遠山議員はどのようなヒアリングをされたのか。委員会では全員が賛成でしたので、恐らくその後の話になるんですけども、どのようなヒアリングをされて今回の修正案をお出しになったのかお尋ねします。

〔19番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。
遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 遠山です。ふふふっ、何か本当に笑っちゃいます。「今の質疑は何よ」って言いたくなるくらいなんですけども、残念ながら、教育委員会のほうにはヒアリングは行っておりません。正直、私たち共産党は、貸付け、ちょっと枠を広げていくかなというところで、説明を聞いた段階では賛成できるかなということで考えていたんですよ。その中から急遽、本当に2日——一昨日ですね、生活ネットの根岸議員のほうから、こういうのを出したいという話を声をかけていただきましてね、あっ私たちそこ、教育の機会均等、ちょっと考え不足してたかなということで、むしろ気づかされたくらいなんですよ。正直申します。だから……。

○19番（染谷和博君） してないでしょう。したか、してないかでいいですよ。

○23番（遠山智恵子君） だから、してなかったんだよ。

○19番（染谷和博君） じゃあ、してないで。

○23番（遠山智恵子君） いやいやいやいや、それ以上に、していなかったけれども、正直に私、この経過を話し——お伝えしたいなあと思ったんです。で、これを取り下げるということは到底もう私は——私たち共産党としては、教育の機会均等というのに気づいた以上、これは下がれない——引き下げられないという思いで、改めて提出ということにしております。公明党さんも同じかなと思っています。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 残念ながらその委員会終了後、特に調べてないということになるということで、そしたら普通は委員会と同じ結論が出なきゃおかしいということになるんですけども、私どもも時間のない中、提出者3人で教育委員会にいろいろ伺ひました。本当にどうしてこうなってるのかということをお伺ひして、今回修正案を出すことになりました。

た。

〔笑う者あり〕

○19 番（染谷和博君） じゃあ、1つお伺いします。現時点、奨学金の申請をした後に、どのような体制で決定になるか御存じですか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） この問題は、よく私たちのほうでは加増議員に一般質問とかで——拡充をとということで一般質問で取り上げるように割り振っていたんですけども、私自身はちょっとそのものというの——教育委員会の中でも、貸付けに関していろいろ小学校入学の際も委員会がありますし、そういうことでは、貸付けの審査というところで協議はされるんだというふうには認識はしております、最低ね。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 審査会というのがありまして、その中できちんと審査されております。教育部長、教育総務課長、指導課長、市内小中学校長の代表、市内高等学校長の代表、福祉事務所長などが集まりまして、しっかり審査をしておるんですけども、そのことは御存じなかったということではよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 何事、審査していくというのは、ただ受け付けて、はいはいとやってないというのは承知しておりますよ。で、貸付けの枠も、たしか四、五名で打切りという、そういうことも拡充すべきだということで再三取り上げてきたところですから、そういう審査会があったというのは承知はしておりますけれども、今、いろいろ役職名を言われましたけども、そこまで今、私は答弁できなかったというのが正直あります。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、選考の基準とか、そういうのも御存じないということではよろしいですね。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そういう——そういう相談が来れば、私たち、その都度その都度、よく——時代——文科省からもいろいろな通達があったりして変わっていくということなので、相談が来れば、そこで調べたりというのが私自身の現実的な取組かなというふうには、今ここで述べます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 非常に残念なのは、修正動議を出すのであれば、もう少し丁寧に調べたほうがいいんじゃないかと思えます。私どもも本当に長い——長時間かけて調べました。それで、今、遠山さんの出してるのじゃちょっと駄目だよねということで、新たに金澤議員が代表になって出すことになりましたので、やはり修正動議を出すのであれば、しっかりした調査——最低限、教育委員会と何らかのヒアリングをしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○23 番（遠山智恵子君） ちょっといいですか。いやいやいや、あくまでも憲法……

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） （続）ありがとうございます、議長。あくまでも憲法に沿って教育の機会均等を、これを保障すべきだろうということで、今回、相談を持ちかけられて、改めてそれを——私はそれ一点に尽きる、それでも十分だと思っております。これからは教育委員会のほうにもまめに足を運ぶようにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。

本案については修正案が提出されておりますので、討論の順番を説明いたします。まず原案賛成者——こちらは原案に賛成し修正には反対する議員。次に原案反対者——こちらは原案と修正案のどちらにも反対する議員。次に原案賛成者——これは最初の原案賛成者と同じです。次に、遠山議員外1人提出の修正案賛成者、こちら遠山議員外1人提出の修正案とそのほかを——その部分を除く原案に賛成の議員となっております。そして、さらに原案賛成者を行い、金澤議員外2人提出の修正案提出者、こちらは金澤議員外2人提出の修正案と、その部分を除く原案に賛成の議員の順に進めます。

まず、原案賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 次に、原案反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 次に、遠山議員外1人提出の修正案賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。改めて賛成討論というのも、何かちょっと自分としても、「ん」って首をかしげるところがあるんですけども、皆さん、とにかく憲法を暮らしに生かす、これは日本共産党の中心にしているものです。そういう意味では、憲法にうたっているように、子どもの教育の機会均等をやっぱり保障したい、この1点です。何より、今、こども家庭庁が国会の中でも、省庁の中でも追加され、立ち上がっております。今まさに取手市政でも、こどもまん中社会を目指そうということで取り組んでいる中です。この憲法を生かそうということで、私、あえてこの討論の機会を使って一言述べさせていただきます。よろしくお願ひします。議長、ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 次に、金澤議員外2人提出の修正案賛成者の発言を許します。
討論ありませんか。

山野井 隆君。

〔18番 山野井 隆君登壇〕

○18番（山野井 隆君） みらい・維新・国民の会、国民民主党の山野井 隆でございます。金澤議員外2名で提出されました、議案第70号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議に、賛成の立場で討論いたします。まず前提として、本事業における受益者は奨学生本人であり、市税等を滞納している保護者ではございません。教育へのアクセスの平等性の観点から申し上げますと、まず初めに、憲法第14条1項及び同26条1項の精神を具現化した教育基本法の趣旨と目的に矛盾しているともいえる内容でございます。教育基本法第4条の趣旨は、全て国民は能力に応じた協力を——教育を受ける機会を与えられるべき、とするものです。この法律は、経済的地位によって教育の機会が制約されるべきではないと明言しています。市税滞納者を除外することは、この基本的な原則に反しております。機会均等の理念として、奨学金はその趣旨として、経済的に困難な状況にある学生に対する支援を目的としており、税金の滞納者は保護者であり、受益者である奨学生に波及させることで教育の機会を奪うことは、貧困の連鎖を助長すると思われまふ。また、税金を滞納している家庭が必ずしも不正を働いているわけではありまふ。失業や病気などの予期せぬ事情により、経済的な困難に直面している家庭も多いため、このような背景を持つ学生を排除することは、その子どもたちの未来に対して不公平であります。ひとたび教育の機会を失うと、その後のキャリア形成に大きく影響します。学業を続けられる環境が整っていない学生は、社会の一員になるために必要な教育を受ける機会を奪われ、社会的な格差が拡大する結果につながるおそれもあります。ただし、ただしですよ。奨学金の原資が税であることを考慮し、憲法第30条の納税の義務を怠っている事実も考慮する必要があります。税金の滞納者に対しては、適切な支援策を考慮することで教育機会へのアクセスを確保するほうが有益であります。例えば、支払い計画を提案する、または教育の機会を優先するような政策を導入することが望まれます。本来であれば、この学業の私費負担率、OECD諸国で、日本は高卒以上の私費負担率67%、海外OECDは大体3割も支出すれば教育に振り分けられるんで、本来は国がしっかり支援しなきゃいけないんです。ですから、それがあれば、このような条件をつけた条例をつくなくて済んだんですね。——はい、戻ります。滞納者をすべからく排除する内容から、緩和要件を付した修正動議に賛成するものであります。

○議長（岩澤 信君） 次に、原案賛成者の発言を許します。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 次に、金澤議員外——次に、遠山議員外1人提出の修正案賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 次に、金澤議員外2人提出の修正案賛成者の発言を許します。
討論ありませんか。
細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。まず原案があって、それに対して遠山修正案、そして金澤修正案があったということでございます。この議場でも憲法の議論がされております。私は常々、何か問題あったときは憲法に帰るということを心がけておりまして、これほど議場で憲法の議論があるというのは大変すばらしいことだというように思います。この遠山修正案と金澤修正案を見てると、これは憲法26条、教育を受ける権利、このことをどうやって守っていかうかという修正案だというふうに理解しました。一方、市の原案は、憲法第30条、こちらに重きを置いた原案だったというように思います。これに対して今までの議論をお聴きしますと、市の原案に賛成する声は、この議場からはございません。みんなが納税のことを重要視して、教育のことはその後だという、この市の原案に対して、やはり教育のほうが大事だと、26条のほうが大事なんだという議論であったというように思います。ここで一つ議会の意志は示されたんではないかと、市の原案についてはこれは反対する、教育を充実させていくということで進められてきた議論だというように思います。そういう意味では、今回、議会が示したその態度というのは大変貴重なことだと思いますし、これを何としても成立させたいという意味では、一步前進ということから考えれば、金澤提案に賛成し、これを実現していきたいということで賛成討論というようにいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。
それでは、2回目の討論を行います。この発言は1回目の討論に対しての反論です。討論に際しては、冒頭に「〇〇議員の〇〇についての討論に反論いたしたいいたします」と述べてから入るように申し上げます。
それでは、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。
これから、議案第70号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。
議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

まず、遠山智恵子さん外1人から提出された修正案について、本修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定します。賛成多数です。——もとい、賛成少数です。

したがって、遠山智恵子さん外1人から提出された修正案は否決されました。

次に、金澤克仁君外2人から提出された修正案について、本修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、金澤克仁君外2人から提出された修正案は可決されました。

次に、議案第70号中、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第70号中、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

- 日程第3 議案第71号 市道路線の認定について
- 議案第72号 市道路線の変更について
- 議案第73号 指定管理者の指定について
- 議案第74号 指定管理者の指定について

○議長（岩澤 信君） 日程第3、議案第71号から議案第74号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第73号から議案第74号について、審査の経過と結果を報告いたします。議案第73号、指定管理者の指定について、2名の委員から質疑があり、ある委員から、かたらいの郷の指定管理について、自主アンケートによる満足度が99%という回答について、受け入れ難いが、担当課でも利用者の声を聴く必要があるのでは、との質疑に、「市のホームページもしくは電話等で御意見をいただく場合があり、必ずタイムラグを置かず指定管理者に伝えて、改善ができるところは早急に改善を求めている」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第73号は可決しました。

議案第74号、指定管理者の指定について、2名の委員から質疑があり、ある委員から、利用者の動向についての質疑に、「ウェルネスプラザ・ウェルネスパークの利用者の推移については、平成27年10月にオープンし、平成28年度は約19万8,000人、平成29年度は約18万7,000人、平成30年度は20万4,108人の利用がありました。令和元年からは新型コロナウイルスの感染拡大により来館者数は激減したが、令和5年度は開館から一番多い20万7,338人の来館者数になり、マルシェとりでや納涼祭・健康まつりなど、来館者が2,000人から3,000人の規模でのイベントを実施し、中心市街地のにぎわいの創出

に大きく貢献している」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第74号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第71号、市道路線の認定について、議案第72号、市道路線の変更について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず議案第71号、市道路線の認定について、1名の委員より質疑がありました。路線認定の経緯についてという内容の質疑に対し、「以前に市指定道路や開発行為許可を受け、今回受入れ基準に合致した路線と開発行為によって新造された路線の認定になります」という内容の答弁がありました。当該地域において私道であることから要望も出されていたと思いますが、今回どのように条件をクリアされたのか、という内容の質疑に対し、「当該路線はもともと私道で、市指定道路や開発行為の許可を受け建設された道路であり、道路部分は共有名義とし、権利者で維持管理を行う道路として申請された経緯があります。共有名義の一部権利者より取手市道に移管できないかの相談を受け、取手市私道寄附受入れに関する要綱に基づき、各種条件をクリアしたことにより移管を受け、市道の認定として上程させていただいております。私道の受入れに関する要綱第2条及び第3条に基づき、権利関係の整理や舗装構造など要綱の内容に合致させる必要があります。舗装の打ち替えや権利関係の整理などが整ったため、今回受入れとすることになりました」という内容の答弁がありました。終結するまでにはどのような手続になるのか、という内容の質疑に対し、「道路法第8条第4項に基づき議会の議決を経なければならないということで、このたび上程させていただいております。議決を経ますと、道路法第9条に基づき路線認定の公示を行い、路線の起点終点、重要な経過地、その他必要な事項を公示することになります。この公示については1月中を予定しています」という内容の答弁がありました。この地域については排水についての課題があると思いますが、この点について確認したい、という内容の質疑に対し、「当該路線の近くで開発行為が行われているという中で、排水については権利者の関係もありいろいろと協議をさせていただいてございます。その中で、既存の住宅地及び新しく開発される住宅地からの排水の流出量よりも、現在市のほうで管理している側溝の流量能力が上回っているという判断にございます」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第71号は全員賛成により可決しました。

最後に、議案第72号、市道路線の変更について、質疑・討論はなく、議案第72号は全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

遠山智恵子さん。

[23 番 遠山智恵子君登壇]

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、議案第 73 号及び 74 号、指定管理者制度に関わる議案のため、一括して反対討論をさせていただきます。付託されました福祉厚生常任委員会では、何点か私自身質疑を行い、課題等指摘させていただきました。2003 年——平成 15 年に、地方自治法の改正によって指定管理者制度が導入され、当市で導入されて以来 10 年が経過しております。今回提案された指定管理者いずれも積極的に運営しようとしていることも確認することはできました。もちろん私も日本共産党は民間を否定するものではありませんが、そもそも市民の税金で建てた公共施設は、市が責任を持って直営で運営するべきと考える立場から、反対をするものです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。

染谷和博君。

[19 番 染谷和博君登壇]

○19 番（染谷和博君） 遠山さんが出たんで、次に出ます。議案第 73 号、指定管理者の指定について、議案第 74 号、指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。議案第 73 号のかたらいの郷の指定管理者は、長年指定管理をしております。自主事業が少ないのが大変気になりましたが、令和 7 年度からは自主事業を増やすなどを考えているようで、地域との連携等も考えての運営をしていただきたいと思います。また、議案第 74 号の取手ウェルネスプラザ及びウェルネスパークですが、開設当初はいろいろな問題もありました。議会からもいろいろ指摘をさせていただきましたが、現在は毎週のようにイベントがあり、自主事業も増え、順調に運営していると理解しております。また、来館者も増えております。令和 7 年度から指定管理者が替わるとのことで、今まで以上の運営ができると思っております。以上のことを述べて、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで 1 回目の討論を終わります。

それでは、2 回目の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 71 号から議案第 74 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 71 号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 71

号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 72 号、市道路線の変更について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 73 号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 73 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 74 号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 74 号は委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 4 議案第 75 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 76 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 77 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 78 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 4、議案第 75 号から議案第 78 号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）の所管事項について、当委員会の審査の経過と結果を御報告します。4 名の委員から質疑がありました。ある委員から、藤代庁舎照明 LED 化 E S C O 事業について、契約形態が、今回の E S C O 事業は公募型プロポーザルを実施し事業者を決定したということですが、E S C O 事業は費用の調達方法で 2 つの契約方法がある。事業者からの提案は契約方式まで市の状況に合わせての提案があっ

たのか、それともこの2つの契約の方式での提案があったのか、との質疑に対し、「契約形態について公募型プロポーザルにより実施した際には、市のほうで自己資金型であるギャランティード・セービングス契約というものを前提に募集いたしました。なぜそのようにしたかといいますと、市のほうで財源を確保するに当たりまして、脱酸素化事業債という有利な地方債が活用できることが分かっていたため、そちらを前提とした募集を行いました」との答弁がありました。

また、ある委員から、消防庁舎の管理運営に要する経費に、戸頭消防署非常用発電機改修工事実施設計業務委託料、400万円の詳細についての質疑に対し、「委託料には既存の供給エリアの確認、配線調査、改修工事後の新たな供給エリア、配線調査及び設計、また供給エリアを増やすことによる発電機の容量計算、さらには更新後の発電機及び燃料タンクが屋上に設置できない場合に、新たな設置場所に設ける場合の設計等を業者からの見積額を考慮の上、関係各課と調整した額となる」との答弁がありました。

さらに、ある委員から、体育スポーツ振興に要する経費についての質疑に対し、「本年11月末現在で、計21種目10団体と52名の個人に、総額187万1,000円を奨励金として交付している。種目別の内訳は、野球とバドミントンがそれぞれ8件、ソフトテニス7件と多く、申請者の内訳ですが、小学生が7件、中学生が6件、高校生が12件、大学生が2件、そして一般が35件となっている」との答弁がありました。

さらに、ある委員から、グリーンスポーツセンターのWi-Fi整備についての質疑に対して、「今回のWi-Fi導入は、1階エントランスホール前の休憩スペース及び2階ロビーでの利用を想定し、2階トレーニング室前にアクセスポイント装置1台を設置いたす計画です。アクセスポイント装置から半径25メートル以内が接続可能なエリアとされており、その1階エントランスホール前の休憩スペースや、2階ロビー以外のエリアにおいても利用が可能と考えている。さらに、本施設は避難所に指定されており、避難場所と想定される2階和室については、中継機を使用しWi-Fiを接続する予定です。次に、接続可能な人数は、最大同時接続台数についてはアクセスポイント1台あたりおよそ50台から100台となっている状況」との答弁がありました。議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）の所管事項について、討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第75号から議案第78号までの審査の経過と結果を報告いたします。議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）所管事項について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第75号は可決しました。

議案第76号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、1名の委員からマイナ保険証の市民からの問合せについての質疑に、「11月15日当日で31件、11月18日20件で、それ以降の件数は少ない」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第76号は可決しました。

議案第 77 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 77 号は可決しました。

議案第 78 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、1 名の委員からケアマネが不足していてサービスにつながらない、との質疑に、「居宅介護支援事業所の数は増えているが、ケアマネの増加を上回る利用者の増加があるのが大きな理由で、全国的にケアマネジャーの資格試験の受検者が減少していたり、資格更新に要する負担、それが大きいという意見もある。その点については注意深く見ていきたい」との答弁がありました。討論はなく、議案第 78 号は全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）、建設経済常任委員会所管事項について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。2 名の委員より質疑がありました。ある委員より、公衆トイレの管理に要する経費についての質疑がありました。質疑の内容としまして、取手駅前公衆トイレ設置工事実施設計業務委託料の内訳や設置造成される場所等の経緯や検討内容、ネーミングライツ料の活用について、の質疑がありました。これに対し、「業務委託料の内訳は、現地調査を含めた設計に関する部分と人件費を合算した金額を計上しています。設置予定の場所等に関わる内容については、西口にあるトイレは昭和 63 年に設置、36 年が経過し老朽化が激しいことから、複数年にわたり新しい場所に移設するという事で考え様々な場所を検討してきた中で、現存のところでの解体または改修が非常に大がかりな工事になり費用が大変かかるということであるため、ほかを探しての結果、今回移設したいとしている場所に決定したということであります。当該敷地部分は J R さんの所有であり、協議をして借用が可能になり当該地を決定しました」という答弁がありました。ネーミングライツ料の活用についての質疑は、「今回は温水便座機 3 台購入に充当し、ネーミングライツ料なども踏まえ予算の組み方は多様にあると考えてはいるが、状況を勘案し、必要な部分にきちんと予算の要求はしてまいりたいと考えています」という内容の答弁がありました。また、緑地公園保存樹木について、これまで樹木を伐採してきたと思うが、伐採後の対応は例えば植樹など考えていないのか、という内容の質疑に対し、「現在のところ植樹は考えてはいないが、枯れた木が多くなるようであれば植樹を行っていくことも考えていきたいと一考えています。状況を見守ってまいりたいと、そのようにも考えております。また伐採後は、日が当たるようになり風通しもよくなって環境がよくなるということもあるため、植樹については、伐採後の環境を考慮して行う必要があると考えております」という内容の答弁がありました。

ある委員からは、路線バス継続支援補助金について、3 点質疑がありました。1 点目は令和 7 年度以降の補助金の方向性について、この補助金は令和 7 年度以降も実施するか、それとも期限のようなものか、という内容の質疑に対し、「この路線の運行を維持するためには継続的な支援が必要であり、令和 7 年度の当初予算にも当該補助金を計上したいと考えております。また、事業者と特に期限の取り決めはしておりませんが、路線バスの経

営状況や利用状況を鑑みて、支援の必要性を判断しながら予算措置に努めてまいりたいと考えております」という内容の答弁がありました。

2点目に、ほかの路線の状況について、減便や路線廃止による市内の交通利便性の低下を非常に危惧しているところであるが、ほかにも補助金等を出している路線はあるのか、という内容の質疑に対し、「人口減少や通勤・通学需要の低下、そしてコロナ禍の影響等により利用者数は低迷しているものと認識しています。複数の市町村を結ぶ地域間幹線バス路線として茨城県の計画に位置づけられた3路線があり、こちらは国・県・沿線市による協調補助という形で維持に向けた支援が図られています。また、地域間幹線バス路線に位置づけられていない路線については、桜が丘を除く路線について、いずれも日中を含めた便数が充実しており利用者も多い状況で、現状で路線継続のための支援の必要性はないものと認識しております」という内容の答弁がありました。

3点目に、地域公共交通計画における路線バスの位置づけについて、市はどのようにお考えになり、どのような計画に反映していくのか、という内容の質疑に対し、「地域公共交通計画の策定につきましては、路線バスの維持存続というものは最も重要な課題の一つであると考えております。そのためにはまず、今まで以上に市民の皆様に路線バスをさせていただき利用促進の取組、こちらがますます重要になってくるものと考えています。また、コミュニティバスと路線バスの重複により、より運賃が安いコミュニティバスに利用が流れてしまうようなことを回避するため、路線の重複を可能な限りなくし、また、コミュニティバスの運賃についても、路線バスと一定のバランスを取ることを検討する必要もあると考えております。そして新たな移動手段を検討する際にも、路線バスの経営に極力影響をあたない——与えないような制度、そのような設計が求められてくるものと捉えています。やはり鉄道と路線バスが公共交通の骨格となり、その補完としてコミュニティバスやそのほか交通モードがあるような形、このような形が持続可能な公共交通の形として最も望ましいのではないかと考えています。その前提のバス路線の存続に今後も努めてまいりたいと考えております」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）、建設経済常任委員会所管事項については、全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） ありますか。何号でしょうか——議案第……

〔「75号です」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 賛成か反対か。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） ほかにいらっしゃいますか。——賛成。まず、反対討論の方——

賛成討論の方。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）に、賛成する立場から討論いたします。特に藤代庁舎照明LED化ESCO事業について述べさせていただきます。取手市は令和2年に取手市気候非常事態宣言を表明しました。令和6年度からスタートした基本計画、とりで未来創造プラン2024では、おのこの重点施策をSDGs（エスディーゼズ）のゴールに関連づけています。第2次取手市地球温暖化防止実行計画に基づき、照明器具を蛍光灯からLEDに改修を行うことで、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減につながります。またLED化することにより寿命が10年くらいに延びるということで、修繕や交換に関わる維持管理費の削減を図れます。さらに既に本庁舎はLED化がなされています。総事業費は約8,000万円と大きな負担となりますが、それ以上にメリットがたくさんあることから、私は藤代庁舎照明LED化ESCO事業に賛成いたします。

以上で、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）に賛成の立場からの討論を終わりにいたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。——賛成討論の方。

長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）に、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算案には、取手グリーンスポーツセンターWi-Fi導入経費が計上されております。9月本会議での一般質問や委員会でも質疑をさせていただきましたが、体育施設でもあり、指定避難所でもある同施設において、今回の導入は利便性の向上や情報取得のみならず、今やスポーツもデジタルを駆使する時代であり、様々な取組も可能となります。今回の導入は接続範囲が一部エリアとのことで、今後実際の接続——接続状況、利用者の声を聴き、検証をしながら範囲の拡大等も視野に進めていただくことを期待しております。障がいの有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現に寄与することを期待し、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。——賛成討論の方。

古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 公明党、古谷貴子でございます。議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。2点あります。安心安全なまちと未来を見据えた環境整備、特に、取手駅前公衆トイレを東西連絡通路内にバリアフリー対応のトイレとして新設する実施設計費及び戸頭消防署の非常用発電機を改修——改修するための実施設計費の計上など、また、もう一点は、保育所のICT化推進、登園・降園管理や保護者との連絡機能等を備えたシステム及びキャッシ

ユレス決済システムを導入に当たり——導入するに当たり、補助金等市民生活に直結する補正予算は必須であり、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）に賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第75号から議案第78号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第75号は各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第76号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第77号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第78号、令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書

○議長（岩澤 信君） 日程第5、請願第4号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書を議題といたします。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 請願第4号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書について、審査の経過と結果を報告いたします。請願者から発言の申出があり、3名の委員から質疑がありました。ある委員から、専門医についての質疑に、「専門医として診察したり治療してくれるお医者さんは全国的に10名ほどしかいない。日本脳脊髄液学会の中で登録されている中で、専門性を持って常に連携を取りやっているお医者さんがいるが、脳脊髄液だけを専門に診療しているお医者さんを茨城県にほしい」との説明がありました。討論はなく、全員賛成で可決されました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。——反対・賛成、反対の方。賛成の方。本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。医療に関することになると、非常に感情移入、私もしてしまいます。今回、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書、これを国及び茨城県に提出することを求める請願書ということで、これについて賛成討論をさせていただきます。脳脊髄液減少症は難病指定がされておりません。専門医も、先ほどの委員長報告ありましたとおり、全国的に見ても非常に少ない状況です。茨城県内には脳脊髄液減少症を診察できる医療機関は11施設となっておりますけれども、医療機関や医師によって治療のレベルは様々で、難治性の病症は対応ができておりません。治療が確立されていない疾病や高度医療、こういったものでは、専門医とされる医師でも多くの臨床を持ち様々な症例を診ることで、医学的見地、これが養われなければ、適切な治療や医療管理、これをするのは非常に困難です。脳脊髄液漏出症学会も、専門医の育成それから診療報酬の引上げなど、こういったものを訴えております。患者が治療を受けやすい環境整備を進めております。また、難病とは、根本的な治療が困難であること、それから慢性的であること、経済的・身体的・肉体的負担が大きい疾患を定義づけております。脳——脳脊髄液減少症には完治がなく、寛解が最終的な状態だということです。難治性の脳脊髄液減少症であれば、確たる治療法も今のところありません。請願者は900キロ

もある広島まで治療に行っており、相当な負担があることは想像に難くありません。国は、難治性の脳脊髄液減少症に対し難病の指定をし、治療法の研究及び確立をすること、そして、国及び茨城県は適切な治療と医療管理、こういったものができる専門医の誘致及び専門医の育成と医療機関の整備、これをするには責務であると私は考えます。よく、QOL、これ、クオリティー・オブ・ライフということなんですけども、これの向上、QOLの向上ということが、医療それから福祉の部門でよく言われております。このクオリティー・オブ・ライフの向上というのは、患者とその家族にとっては大きな願いです。これはどんな病気でも同じです。大きな疾病、それから難病、こういったものは、誰がなっても、今はおかしくありません。日本は医療大国、そのようにも言われております。医療は進歩しているとも言われております。しかし、真の医療の発展というのは、こういった病気においてもこのQOLの向上、これがしっかりとされる、これが私は真の医療の発展だと思います。こういったことから、しっかり国と茨城県に対してこういった請願、私たち取手市議会としても、後押しができるような形で採択をしていくのが必要だと私は考えております。以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第4号、脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願について、本請願に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 全員賛成です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。——請願第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6 請願第5号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

○議長（岩澤 信君） 日程第6、請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書を議題といたします。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書についての審査の経過と結果を御報告します。請願提出者の発言の後、請願提出者に対する4名の委員から質疑があり、また、執行部に

対して4名の委員が確認を行いました。賛成討論・反対討論それぞれ1名の委員からあり、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方。——委員長報告は不採択のため、賛成討論から許します。賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書について、賛成の立場で討論いたします。請願事項1の「文書の保存基準に従ってこれを保存すること」、請願事項2の「文書は、情報開示の対象とすること」、この2つとも至極当然のことです。しかし、なぜこの当然のことを市民が請願として提出してきたのかということ、しっかり受け止めるべきだと考えます。この請願が出された背景には、A街区再開発事業で図書館を核とする複合公共施設整備計画が広報とりでの3月15日号に掲載されたことに端を発しています。それがどういう経過で図書館を核とする複合公共施設整備計画となったのか、行政が市民の知る権利に答えているつもりでも、それが市民には伝わっていないということだと考えます。また、取手市では全ての公文書を管理するためには膨大な事務作業が必要となるために、その管理運用を、取手市審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドラインで定め、運用しています。このガイドラインが、取手市情報公開条例また取手市文書管理規程の目的と齟齬がないかどうかといった点を、今回の請願を機にもう一度点検する必要があると考え、本請願に賛成いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に反対討論の方。——賛成討論の方。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。情報公開・公文書管理の改善を求める請願書について、賛成の立場で討論いたします。請願者の請願趣旨にあるように、情報公開条例や文書管理規程、これに基づいて市民の知る権利、これを保障する必要があります。本市の会議録はガイドラインに基づき作成されておりますけども、会議録の作成に関するガイドラインは、令和3年3月の議員全員協議会で、当時の総務部長より、「市政情報の公開の観点から積極的な公開に努めていただく内容としております」と目的を説明しております。また、録音・録画データについては、会議録を作成するに当たり便宜上の補助手段、それから録音・録画データ自体を保存する必要がある保存すべき情報、この2種類で取扱いが異なり、補助手段とされたデータは、会議録を作成した後、削除するというようになっております。この補助手段か、保存すべき情報かどうか、これはその

会議を行う所属長が決定をするという非常に曖昧なものでございます。このガイドラインは市民が確認することはできません。本請願は、情報公開条例や文書管理規則に沿った市民の知る権利を求めております。ガイドラインが、この市民の知る権利の立場に立って積極的な公開に努める内容のガイドラインになっているかどうか、ここは非常に疑問がございます。文書管理規程では、データ記録も文書と定義づけられており、データの——データ記録の保存、その扱いや情報開示の対象とすることは、市民の知る権利の立場に立てば至極当然のことだと考えます。本請願を真摯に受け止め、ガイドラインも修正、ブラッシュアップ、これをする必要があるのではないでしょうか。公正で民主的な市政の推進を図り、市の行政活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政参画と開かれた市政の実現のために情報公開・公文書管理の改善は重要であり必要だと私は考えます。

以上、本請願に賛成をいたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

岡口すみえさん。

[3番 岡口すみえ君登壇]

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。請願第5号に、反対の立場から討論いたします。請願事項1に、「諸会議の会議録は要約記録だけでなく、データ記録をとり、文書の保存基準に従ってこれを保存すること」とありますが、これは現実的ではないと考えます。もしも請願事項のとおり、取手市行政において事務を進めるとしたとき、音声データや先進的に実施されているAI音声認識システムによる認識結果が保存され、情報開示の対象となります。市には様々な会議があり、会議や議事の性質上、発言者の特定がされることによって活発な議論の妨げになることも想定されます。また、情報として保存するからには、開示請求があったとき、個人情報などを特定することが見込まれます。現在の法令や規則、取手市審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドラインによって、情報保存の観点また会議の在り方の両面から見たとき、現在の事務の進め方は妥当であると考え、請願第5号に反対いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。大どころは——私ども期待する新人議員である本田議員が賛成討論を行ったわけなんですけれども、私から一言、1点について賛成討論で取り上げたいと思います。私は、なるべく委員会も傍聴しようと思って、この付託された総務文教常任委員会を傍聴させていただきました。請願の提出者と議員のやり取り、またその後、執行部との——執行部と議員とのやり取り、そういったところで私も耳を傾けていたわけなんですけれども、最後に職員に対して、ある議員から「デメリットは何か」という質疑をされました。「えっ、デメリット、誰にとってデメリットだろう」と私は一瞬思ったんですけれども、その後、ちょっと間があったかなと私は思ったんですけれども、担当課のほうから即座に「職員の事務負担が増えます」と、そういう答弁がされました。市民の知る権利をどう思ってるんだろう。今この時代、見える化を進め

ようとしているのに、全くその気配すらも、私は傍聴して感じ取ることができませんでした。ただいまの反対討論からもそのように受け取れた次第です。デジタル化を進めている、むしろ積極的に進めていると評判の、取手市行政——議会もそうですよね。で、どういう形で取っておくか、保存するかというのは、もういろいろあります。昔は——私が議員になりたての頃は全て文書でしたから、もう保存場所がないということで、どうしたものか、こういう議論も起きたくらいです。今はそんなことはありません。取りようです。保存の仕方はいろいろあります。そういう意味からも私はより——この令和3年3月にできたガイドライン——この間、令和6年、この議会にこの請願が出るまで、市民の方からも、そしてこの議会からもガイドラインについて、そう取り上げられたことはなかったんじゃないかと認識しております。そういう中で改めて市民の方から、しかも大事な市民参画の下、公聴会が行われたことを通して、その場に傍聴された方から請願が出されたんです。そういう意味では、より——取手市議会は市民の立場に立つべきですし、また……

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、まとめてください。

○23番（遠山智恵子君） （続）あと一言で終わります。行政にとっては、行政は市民に開かれた行政、見える化をしっかりと積極的に行っていただきたい。ガイドラインを見直す考えはありませんなんてはっきり答弁されておりましたけれども、とんでもない。せめて、よく聞く調査・研究、そのくらいは言ってほしかった、と思います。みんな議員は同じ気持ちですよ。そういう意味でも、私はこの請願は賛成するべきだということで、賛成討論をいたします。

○議長（岩澤 信君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、請願第5号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書について、本請願に対する委員長の報告は不採択です。

それでは、本請願について採決いたします。

請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第7 意見書案 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について

第 7 号

意見書案 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書
第 8 号 について

○議長（岩澤 信君） 日程第7、意見書案第7号及び意見書案第8号を一括議題といたします。本件につきましては、12月6日に提出者説明、質疑まで終結しています。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方。——賛成討論の方。
根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。意見書案第8号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。12月2日に新たな健康保険証の発行が停止になった後の現状を、福祉厚生常任委員会にて確認をいたしました。今後マイナンバーカードを持っていない方には健康保険証に代わる資格確認書を、マイナンバーカードを持っているが保険証をひもづけていない方には、同じく資格確認書、そしてマイナンバーカードを持っていて保険証をひもづけている——いわゆるマイナ保険証を持っている方にも資格情報のお知らせを、それぞれ送付するとのことです。また、後期高齢者医療保険の方には、先ほど申し上げた状況いかににかかわらず、全員に資格確認書を送付するとのことです。なぜ後期高齢者医療保険加入者に限って、一律、資格確認書を送付なのかは謎です。とにかく全国保加入者の属性を調査し、その属性に合わせ、それぞれに書類を送付するという膨大な事務作業が発生していることが分かりました。今後、医療DXの推進が図られマイナ保険証の利便性が上がれば、おのずとマイナ保険証の利用率が上がり、健康保険証の役割も縮小していくと思われまます。それまではマイナ保険証と現行の健康保険証をどちらも使えるようにしておけば、今発生している職員の膨大な事務作業や窓口対応負担は必要ありません。現段階の資格確認書の送付にかかる費用は、税金の無駄遣いにほかなりません。よって、現行の健康保険証を廃止するのではなく、継続使用してマイナ保険証との両立を求める本意見書に賛成いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。——賛成討論の方。

石井めぐみさん。

〔15番 石井めぐみ君登壇〕

○15番（石井めぐみ君） みらい・維新・国民の会の日本維新の会の石井めぐみです。意見書案第7号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について、賛成討論をさせていただきます。日本維新の会は、自民党の裏金問題に見られる政治腐敗を根絶するため、企業・団体献金の全面禁止や政治資金の完全公開、政策活動費の廃止など、真の政治浄化に取り組んでおります。全面禁止の成立以前においても、所属議員は企業・団体献金を受け取らない政治姿勢を堅持しております。既に日本維新の会は、政策活動費の明細と領収書を公開をしております。今臨時国会では、日本維新の会は企業・団体献金の全面禁止にプラスをして、独自の案、政治団体から政党への献金も全面禁止を提案しております。日本維新の会の考えも申し伝え、すぐにでも実現できるよう、意見書案第7号に賛成いたし

ます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。——賛成討論の方。
加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。意見書案第8号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について、賛成討論いたします。令和6年12月2日から、現行の保険証を廃止してマイナンバーカードに保険証機能を持たせるマイナ保険証に一本化されました。現行の健康保険証の廃止は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律——マイナンバー法ですが、こうした中で任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化で、法律も大きな問題がある内容です。これは国会でも議論されてきました。また、オンライン資格確認システムの上で、エラー発生やトラブルが続き、保険資格確認手段としても確実なものと言えず、多くの国民から保険証を残してほしいとの世論が広がってきました。こうした下、マイナ保険証ごり押しの急先鋒だったデジタル庁も、手のひらを返したように12月2日以降、マイナ保険証がなくてもこれまでどおりの医療を受けることができますのでどうぞ御安心ください、などと呼びかけています。資格確認書で安心して医療を受けられるなら、そもそも保険証を廃止する必要はありません。現在、マイナ保険証の使用率は全国で15.67%です。マイナ保険証より現行保険証のほうが便利だというのが、国民の率直な声です。以上を述べまして、現行の保険証——健康保険証を廃止することを撤回し、現行の保険証を存続させ、マイナ保険証との両立を求める意見書案第8号に賛成といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。賛成討論の方。
遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは意見書案第7号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について、賛成討論を行います。今、行われている臨時国会は、まさにさきの総選挙での国民の審判に応え、自民党の裏金問題の真相究明と金権腐敗政治の一扫にどう取り組むのかが問われております。この取手市議会では、本年3月定例会で裏金問題に対し、政治資金規正法改定を求める意見書を国に提出することができております。大元は企業・団体献金が問題であり、全面禁止するべきです。政党助成金は何だったのか、二重取りと言われても当然でしょう。議員の皆さん、市民目線に立って判断し、国に御一緒に——取手市議会として国に声を届けようではありませんか。

以上、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから意見書案第7号及び意見書案第8号を採決いたします。採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第7号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

意見書案第8号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、意見書案第8号は否決されました。

日程第8 意見書案 脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等
第9号 を求める意見書について
意見書案 脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保
第10号 を求める意見書について

○議長（岩澤 信君） 日程第8、意見書案第9号及び意見書案第10号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員長の久保田真澄です。意見書案第9号、脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、または脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、目まい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、鬱、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては、交通事故等の外傷を要因とするものや、遺伝疾患などで発症すると言われております。この病気は通常の検査では診断ができず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査をして診断されるため、発見が難しいのが現状です。現在まで茨城県には、脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍した病院はありません。また、この病気の大変なところは、完治がなく、長期間において症状が続き長期的なケアが必要で、唯一漏れを止める治療のブラッドパッ

治療をしても、漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし県内では、保険適用で長期間にわたり病態などをきちんと観察できる医師が在籍する医療施設がないのが現状です。脳脊髄液減少（漏出）症の患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性の患者で、確立した治療もなければ難病指定もされていません。早急に難治性患者を救済するために、取手市議会では国及び政府に対して、下記事項を実現するよう強く要望いたします。1、厚労省には国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること。2、難治性の長期疾患を指定難病に追加すること。

続きまして、意見書案第10号、脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書についてです。提案理由については意見書案第9号と同意で、県に対して下記事項を実現するよう強く要望いたします。1、茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保すること。

以上、福祉厚生常任委員会を代表いたしまして意見書案の提出をいたします。全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第9号及び意見書案第10号につきましては、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから意見書案第9号及び意見書案第10号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第9号、脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

意見書案第10号、脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第

10号は原案のとおり可決されました。

日程第9 休会の件

○議長（岩澤 信君） 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。この後、執行機関からの議案の送付が見込まれることを踏まえ、12月14日から24日までの11日間を休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、12月14日から24日までの11日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会いたします。

午後 0時34分散会